

公益財団法人東京海上各務記念財団

ASEAN諸国留学生学資給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本財団から学資の給与を受ける留学生（以下奨学生という）は、ASEAN諸国の国籍を有し、私費で日本の大学の大学院博士もしくは修士課程に学位取得を目的として正規に在籍する者（以下それぞれ博士課程専攻者および修士課程専攻者という）で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 健康状態が良好で学業成績が優良であること。
- (2) 他の奨学金を受けていないこと。
- (3) 国際理解と親善に関心をもち、貢献を期すること。
- (4) 奨学生採用時（毎年4月1日）の年齢は博士課程専攻者は満35歳以下、修士課程専攻者は満30歳以下とする。但し本財団が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(学資の額および給与期間)

第2条 1. 奨学生に給与する学資の額は、月額180,000円とする。
2. 前項の学資の給与期間は奨学生として採用することを決定した学年の始期から正規の専攻課程の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と学資の給与

(願書等の提出)

第3条 奨学生を志望する者は、次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 学資給与願
(写真は最近撮影の半身脱帽のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 身上書
- (4) 大学院の在学証明書および成績証明書ならびに指導教授の推薦状
- (5) 健康診断書

(採用)

- 第4条 1. 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定し、その結果を本人および在籍大学学長に通知する。
2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から4週間以内に誓約書を理事長あてに提出しなければならない。

(学資の給与)

- 第5条 学資は毎月一定日に、本財団事務所において本人に給与する。
- ただし、特別の事情があると判断される場合には、便宜な方法により直接本人に送金して行うものとする。

(報告事項)

- 第6条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

- 第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに本財団に届け出なければならない。
- ただし、奨学生が病気、その他の事由により届け出ることができないときは、在籍大学学長を経て届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留年、退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

(学資の休止及び停止)

- 第8条 1. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、学資の給与を休止する。
2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、第2条に定める学資の給与を停止する。

(学資の復活)

- 第9条 前条の規定により学資の給与を休止または停止された者が、その事由が止んで在籍大学学長を経て願い出たときは、第2条に定める学資の給与を復活することができる。

(学資の廃止)

- 第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると本財団が認めるときは、在籍大学学長の意見を参照して第2条に定める学資の給与を廃止する。

- (1) 病気その他の理由により成業の見込みのないとき。
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 在籍大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (4) 第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき。
- (5) その他本財団が学資の給与を不適当と認めたとき。

(学資の辞退)

- 第11条 奨学生は、いつでも学資の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

- 第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な補導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

- 第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

- 第14条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経て行う。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

附 則

- この規程は、平成22年10月1日から適用する。